

○湯沢市夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金交付要綱

令和4年6月24日

告示第99号

改正 令和5年5月9日告示第120号

(趣旨)

第1条 この告示は、湯沢市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成17年湯沢市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、夢ある畜産経営ステップアップ支援事業実施要領（令和4年3月22日付け畜産—2209秋田県農林水産部長通知。以下「県要領」という。）に基づく夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体等が行う畜産の生産振興を図るための秋田牛増頭、スマート農業推進等に要する経費の一部を補助することにより、収益性の高い農業経営体の確保育成を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この告示における用語の意義は、県要領において使用する用語の例による。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要領第2に規定する事業とする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、市内に住所を有する者で、県要領別記第2に規定する事業実施主体とし、県要領第3の1による事業実施計画の承認を受けた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付の対象としない。

(1) 市税に滞納がある者

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の構成員又は暴力団に協力し、関与する等の関わりを持つ者

(事業の実施期間)

第6条 事業の実施期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

(補助対象経費)

第7条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、県要領第5の1の（1）に規定する経費（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。

(補助率及び補助金の額)

第8条 補助金の額は、補助対象経費に別表に定める補助率を乗じて得た額とし、同表に掲げる額を上限に予算の範囲内で交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の下限額は、県要領第5の1の（2）のイに規定する額とする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 事業実施計画（変更）承認通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(申請内容の変更)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、前条の申請の内容を変更しようとするときは、県要領第3の2により承認を受けなければならない。

(事業実施状況報告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の実施年度から4年間、各年度における事業の実施状況を、事業実施状況報告書（事業実施主体）（県要領様式4-1）及び事業実施状況（県要領様式5-1）により当該年度の翌年度の4月末日までに市長に報告するものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(この告示の見直し)

2 この告示は、県要領の見直しの状況等に応じて必要な見直しを行うものとする。

附 則（令和5年5月9日告示第120号）

この告示は、令和5年5月9日から施行し、改正後の湯沢市夢ある畜産経営ステップアップ支援事業費補助金交付要綱の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表（第8条関係）

補助対象経費	補助率	補助金の額
1 繁殖用雌牛（外部導入）の増頭	定額	1頭につき246,000円以内
2 繁殖用雌牛（自家保留）の増頭	定額	1頭につき100,000円以内
3 肥育素牛の導入	2分の1相当	1頭につき14,000円以内
4 肉用牛の生産拡大に要する飼養管理施設の整備	12分の5以内	12,500,000円以内かつ施設本体1㎡当たり16,250円以内
5 スマート農業機械の整備	12分の5以内	12,500,000円以内
6 乳用初妊牛の増頭	定額	1頭につき275,000円以内
7 比内地鶏の生産拡大に要する飼養管理施設等の整備	12分の5以内	12,500,000円以内
8 自給飼料生産拡大における機械整備	12分の5以内	12,500,000円以内
9 自給飼料生産拡大における草地整備改良	12分の5以内	10a当たり25,000円
10 耕畜連携における堆肥用散布機械の整備	12分の5以内	12,500,000円以内
11 耕畜連携における堆肥舎及び堆肥保管庫の整備	12分の5以内	新築1㎡当たり25,000円、補改修2,500,000円以内
12 新規就農者支援に要する経費		1から11に準ずる